



村民ひとりひとりが生き生きと活躍できる村づくり

概要版



## 第4次忍野ハーモニープラン

令和8年度～令和12年度



令和8年3月

忍野村



## 計画策定の趣旨

現在、我が国では、人口減少や少子高齢化の進行、就労環境の変化、地域活動の担い手不足など、社会構造の変化が進んでおり、こうした状況の中で、性別による固定的な役割分担意識が残ることは、個人の可能性を狭めるだけでなく、地域全体の活力低下にもつながる可能性があります。忍野村においても、同じような状況にあります。特に、意思決定の場や地域活動における女性参画の拡大、仕事と家庭生活の両立支援、困難を抱える人への相談・支援体制の充実、本村にとっても重要な課題と言えます。

男女共同参画は、女性を優遇するための取り組みではなく、一人ひとりが自らの意思で生き方を選択できる社会を築くための基盤です。その実現には、行政の施策推進とともに、村民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解し、互いの生き方を尊重する意識を育むことが不可欠と言えます。

男女共同参画社会の実現に向けて、忍野村では、これまで「第3次忍野ハーモニープラン」に基づき取り組みを進めてきましたが、社会情勢の変化や国・山梨県の動向を踏まえ、これまでの成果と課題を検証し、新たに「第4次忍野ハーモニープラン」を策定しました。今後は、この計画に沿って、村内における男女共同参画を推進するための取り組みを実施していくことになります。

## 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。また、最終年度である令和12年度には、次の計画策定に向けた計画の見直しを予定しています。しかしながら、社会情勢の大きな変化や法制度の変更などにより、早急に見直しが必要であると判断された場合には、計画の期間中であっても適宜見直しを行うこととします。



## 基本理念

「第3次忍野ハーモニープラン」で基本理念として掲げた『人権の尊重と男女の平等』は、本村の男女共同参画社会の実現に向けての普遍的な理念として捉え、「第4次忍野ハーモニープラン」においても踏襲することとします。また、本村の最上位計画である「第7次忍野村総合計画」の目指す姿で明記されている“村民ひとりひとりが生き生きと生活できる村づくり”を、男女共同参画社会の実現に向けた視点から、さらに一歩進めた“活躍できる”に変更し、～村民ひとりひとりが生き生きと活躍できる村づくり～を目指す姿として追記します。

### 基本理念

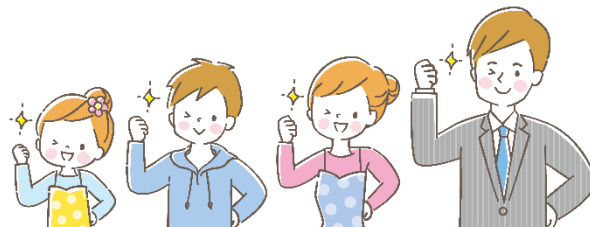
## 人権の尊重と男女の平等

～村民ひとりひとりが生き生きと活躍できる村づくり～

## 基本目標

本計画の基本理念である『人権の尊重と男女の平等 ～村民ひとりひとりが生き生きと活躍できる村づくり～』を実現するために、以下の3つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

また、基本目標ごとに数値目標を設定し、達成状況を評価することで、本計画を実行性のあるものとします。さらに、本計画では女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランス実現に関する施策を重点目標と位置付け、集中的に取り組んでいきます。



### 【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、制度の整備だけでなく、村民ひとりひとりの意識改革が重要です。固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを見直し、男女共同参画の視点に立って、互いを尊重し合う意識を育むことで、誰もが自分らしく能力を発揮できる社会につながります。そのためには、幼少期から生涯にわたる教育・学習の充実が不可欠です。学校教育において男女平等や人権尊重の視点を取り入れるとともに、家庭や地域、職場における学習機会や啓発活動を通じて理解を深めます。こうした継続的な取り組みにより、男女共同参画の理念を日常生活に根づかせ、男女が共に支え合い、活躍できる社会の実現を目指します。

### 【基本目標Ⅱ】 <重点目標> ひとりひとりが活躍できる社会づくり

ひとりひとりが活躍できる社会を実現するためには、地域や職場などの方針決定の場において、女性がその能力を十分に発揮できる環境づくりが重要です。多様な視点が意思決定に反映されることで、地域や組織の活力と創造性は高まります。また、男女共同参画の視点を反映した職場づくり・地域づくりを進め、性別にかかわらず働きやすく、参画しやすい環境を整えることが求められます。さらに、職業生活における女性活躍の推進とともに、子育てや介護などと仕事を両立できる仕組みを充実させ、すべての村民がワーク・ライフ・バランスを実現できる社会を築くことで、誰もが役割と生きがいを持って活躍できる地域の実現につながります。

### 【基本目標Ⅲ】 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

誰もが安全・安心に暮らせる環境を築くためには、すべての村民の健康づくりと生きがいづくりを推進し、心身ともに健やかに生活できる基盤を整えることが重要です。また、ジェンダーに基づくあらゆる暴力は人権を著しく侵害するものであり、決して許されないと認識のもと、その根絶に向けた啓発や支援体制の充実を図ります。あわせて、経済的困難や孤立など生活上のさまざまな課題を抱える人が、必要な支援につながり、安心して暮らせる環境を整備します。さらに、防災・災害時においては、男女共同参画の視点を取り入れ、多様なニーズに配慮した支援や体制づくりを進めることで、誰一人取り残されることのない安全・安心な地域社会の実現を目指します。

## 【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

### （１）男女共同参画の視点に立った意識改革

- ① 広報等を通じた男女共同参画・人権尊重意識の啓発
- ② 子どもの権利尊重に関する意識改革の推進
- ③ 女性の人権及び母性の尊重の啓発活動
- ④ 様々な機会を通じた男女共同参画に関する意識啓発、広報活動の推進
- ⑤ 男女共同参画に関する資料収集と住民に対する情報の提供
- ⑥ 男女共同参画に積極的に取り組んでいる村民・事業者の表彰
- ⑦ 男性に対する意識啓発
- ⑧ 国際交流・協力施策の推進

### （２）男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- ① 男女平等観に立った人間形成を進める教育の充実
- ② 教職員等に対する研修の充実
- ③ 学校行事・課外活動等における慣習の見直し
- ④ 学習機会の充実及び男女共同参画推進リーダーの育成支援



## 【基本目標Ⅱ】 <重点目標> ひとりひとりが活躍できる社会づくり

### (1) 地域や職場などの方針決定の場での女性活躍の促進

- ① 村の審議会・委員会における女性委員の登用の推進
- ② 村政における女性の意見の反映
- ③ 人材育成のための研修会への派遣支援
- ④ 区会・自治会等の指導者に対する啓発
- ⑤ 意思決定の場における女性参画の促進
- ⑥ 村の自治組織における男女共同参画の推進

### (2) 男女共同参画の視点を反映した職場づくり・地域づくりの推進

- ① 職場における男女平等の実現
- ② 働く女性の母性保護・健康管理
- ③ 非正規雇用労働者の状況把握および法規の周知徹底
- ④ 女性起業家支援事業の促進
- ⑤ 再雇用制度の普及促進
- ⑥ 家族従業者等として働く女性の環境の向上

### (3) 職業生活における女性活躍の推進

- ① 職域拡大と女性管理職の登用の促進
- ② 働く女性の人材育成

### (4) すべての村民のワーク・ライフ・バランス実現の推進

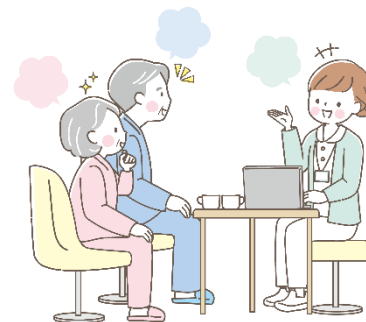
- ① 子育てにおける男女共同参画の促進
- ② 男性の働き方の見直し促進
- ③ ワーク・ライフ・バランスに対する理解促進
- ④ 育児休業制度・介護休業制度の周知徹底と活用の促進
- ⑤ 保育サービスの充実
- ⑥ 放課後児童対策の充実
- ⑦ 介護保険サービスの充実
- ⑧ 相談事業の充実



## 【基本目標Ⅲ】 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

### （１）すべての村民の健康づくりと生きがいの推進

- ① 性についての正しい情報の提供
- ② 母性保護と母子保健事業の充実
- ③ 世代に応じた健康づくり事業の充実
- ④ 心の健康づくりへの支援
- ⑤ 健康をおびやかす問題への対策の推進



### （２）ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

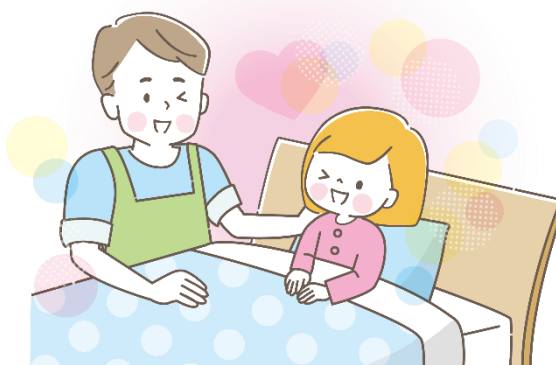
- ① セクシュアル・ハラスメント防止のための環境整備
- ② あらゆる暴力に関する実態把握および関係機関との連携
- ③ あらゆる暴力を許さない社会環境づくりへの啓発の推進
- ④ 相談・保護体制の充実および周知の徹底
- ⑤ 個人情報の保護

### （３）生活上の様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

- ① ひとり親家庭に対する支援
- ② 障害のある人に対する福祉サービスの充実
- ③ 高齢者に関する福祉施策・介護保険に関する施策の充実
- ④ 高齢者の社会参画の促進
- ⑤ 介護に関する啓発
- ⑥ 外国籍の人々とお互いの文化を認め合う共生の促進
- ⑦ 多様な性のあり方への理解の推進

### （４）防災・災害時における男女共同参画の推進

- ① 地域防災体制における男女共同参画の推進
- ② 防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画の拡大



## 評価指標一覧

本計画では、男女共同参画社会の実現に向け、忍野村において特に課題となっている事項について、目標となる数値を設定し、次のとおり評価指標として示すこととしました。

### 【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

| 項 目                                                   | 現 状 値<br>(令和7年度) | 目 標 値<br>(令和12年度) |
|-------------------------------------------------------|------------------|-------------------|
| ① 忍野ハーモニープランの周知度<br>*村民意識調査で「名前知っている」と回答した割合          | 32.4%            | 50%以上             |
| ② 「男は仕事、女は家庭」という考えに否定的な割合<br>*村民意識調査で「そうは思わない」と回答した割合 | 40.0%            | 55%以上             |
| ③ 社会全体において、男女が平等と思う割合<br>*村民意識調査で「平等」と回答した割合          | 19.0%            | 30%以上             |

①～③ 村民意識調査

### 【基本目標Ⅱ】 <重点目標> ひとりひとりが活躍できる社会づくり

| 項 目                                            | 現 状 値<br>(令和7年度) | 目 標 値<br>(令和12年度) |
|------------------------------------------------|------------------|-------------------|
| ① 審議会・委員会委員の女性の登用率<br>*審議等における女性の登用状況          | 21.7%<br>(令和6年度) | 30%以上             |
| ② 村職員の女性管理職の割合<br>*村の管理的職業従事者に占める女性の割合         | 33.3%<br>(令和6年度) | 40%以上             |
| ③ 地域活動の場において、男女が平等と思う割合<br>*村民意識調査で「平等」と回答した割合 | 27.3%            | 40%以上             |
| ④ 職場の場において、男女が平等と思う割合<br>*村民意識調査で「平等」と回答した割合   | 31.3%            | 45%以上             |

①～② 山梨県男女共同参画 年次報告書 / ③～④ 村民意識調査

### 【基本目標Ⅲ】 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

| 項 目                                                          | 現 状 値<br>(令和7年度)  | 目 標 値<br>(令和12年度) |
|--------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| ① DV被害者のうち、だれにも相談しなかった割合<br>*村民意識調査で「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した割合 | 40.9%<br>(9人/22人) | 30%以下             |
| ② 防災会議における女性の割合<br>*防災会議における女性委員の割合                          | 0%<br>(0人/16人)    | 20%以上             |

① 村民意識調査 / ② 総務課

# 忍野村と山梨県内の相談窓口一覧

## 忍野村の主な相談窓口

|                     |    |        |    |                     |
|---------------------|----|--------|----|---------------------|
| 男女共同参画全般            | …… | 総務課    | …… | 0 5 5 5-8 4-7 7 9 1 |
| 福祉全般（障がい者、高齢者）・健康全般 | …… | 福祉保健課  | …… | 0 5 5 5-8 4-7 7 9 5 |
| 子育て全般               | …… | 子育て支援課 | …… | 0 5 5 5-2 5-7 6 5 6 |

## 山梨県内の主な相談窓口

| 相談内容                        | 名 称                                      | 電話番号                  | 受付時間等                                                         |
|-----------------------------|------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------|
| 女性に関する相談全般                  | 女性相談支援センター                               | 055-254-8635          | 電話相談 平日 9:00~20:00<br>面接相談 平日 9:00~17:00                      |
|                             | 山梨県男女共同参画推進センター<br>びゅあ総合                 | 055-237-7830          | 電話相談 平日 9:00~17:00<br>面接相談 平日 9:00~16:00<br>* 休館日あり           |
| 男性総合相談                      | 山梨県男女共同参画推進センター<br>びゅあ総合                 | 055-225-3067          | 電話相談 平日 13:00~17:00<br>* 休館日あり                                |
| 男女共同参画の推進に関する相談             | 山梨県男女共同参画推進センター<br>びゅあ富士                 | 0554-45-1666          | 9:00~17:00<br>* 休館日あり                                         |
| 女性の健康に関する相談                 | 富士・東部保健所健康支援課                            | 0555-24-9034          | 平日 8:00~17:15                                                 |
| 不妊に関する相談・情報提供               | 不妊(不育)専門相談センター<br>「ルピナス」                 | 専用電話<br>055-223-2210  | 電話相談 毎週水曜(祝日、年末年始を除く) 15:00~19:00<br>面接相談 第2・第3・第4水曜<br>(要予約) |
| 心の健康相談室<br>(ストレスダイヤル)       | 精神保健福祉センター                               | 055-254-8700          | 平日 9:00~12:00<br>13:00~16:00                                  |
| 配偶者等からの暴力に関する相談             | 配偶者暴力相談支援センター<br>(女性相談所)                 | 055-254-8635          | 電話相談 平日 9:00~20:00<br>面接相談 平日 9:00~17:00                      |
|                             | 配偶者暴力相談支援センター<br>(男女共同参画推進センター<br>びゅあ総合) | 055-237-7830          | 電話相談 平日 9:00~17:00<br>面接相談 平日 9:00~16:00<br>* 休館日あり           |
|                             | 女性の人権ホットライン<br>(甲府地方法務局人権擁護課)            | 0570-070-810          | 電話相談 平日 8:30~17:15<br>面接相談 平日 8:30~17:15                      |
| 性暴力110番                     | 山梨県警察                                    | 055-224-5110          | 平日 8:30~17:15 (FAX 24時間受付)                                    |
| 犯罪被害者電話相談                   | 山梨県犯罪被害者等相談窓口<br>(山梨県 県民生活・男女参画課内)       | 055-223-4180          | 平日 8:30~17:15                                                 |
|                             | (公社)被害者支援センターやまなし                        | 055-228-8622          | 平日 10:00~16:00                                                |
|                             | やまなし性暴力被害者サポートセンター<br>(かいさぼ ももこ)         | 055-222-5562<br>#8891 | 平日 9:00~17:00                                                 |
| 子どもの人権に関する相談                | 子どもの人権110番                               | 0120-007-110          | 平日 8:30~17:15                                                 |
| 就労に関すること                    | 富士吉田公共職業安定所                              | 0555-23-8609          | 平日 8:30~17:15                                                 |
| ひとり親家庭の母・父等の<br>就労・自立に関する相談 | 山梨県<br>母子家庭等就業・自立支援センター                  | 055-252-7014          | 平日 10:00~16:00                                                |
| 労働条件に関すること                  | 山梨県労働局労働基準部監督課                           | 055-225-2853          | 平日 8:30~17:15                                                 |
| 職場におけるセクシュアル<br>ハラスメント相談    | 山梨県労働局雇用均等室                              | 055-225-2859          | 平日 8:30~17:15                                                 |
| 法的トラブル                      | 法テラス山梨<br>(日本司法支援センター山梨地方事務所)            | 0570-078326           | 平日 13:00~16:00<br>* 水曜日のみ 9:30~16:00                          |



編集・発行：忍野村 総務課（令和8年3月発行）  
〒401-0592 山梨県南都留郡忍野村忍草 1514  
TEL：0555-84-7791 FAX：0555-84-3717  
E-mail soumu@vill.oshino.lg.jp